

教えて!!

吉野川市第2次人権施策推進計画

性的マイノリティ

性的あり方は、一人ひとり個性があるように、その表れ方や組み合わせも人によってさまざまです。性的マイノリティは、さまざまな性的あり方の中で、少数の立場のことをいいます。また、レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T：身体の性と性自認が一致しない人）、クエスチョニング（Q：自分の性のあり方が分からない・悩んでいる状況にある人）の頭文字をとってLGBTQと言われることもあります。

近年、「ダイバーシティ」という言葉が一般的に使われるようになり、性の多様性についても認識が広がりがつづいていますが、依然として性的マイノリティの人たちは、男女の区別や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足していることなどから偏見や差別、いじめなどの精神的な苦痛を受けたり、就職や賃貸住宅への入居の際に困難を強いられるなどのさまざまな問題に直面しています。また、幼少期から、自分の性別に対する違和感を持ちながらも正しい知識を得る機会がなく、誰にも相談できずに悩み続ける場合もあります。

2004（平16）年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」が施行され、性同一性障がい者の戸籍上の性別変更が可能になりました。

さらに、2008（平20）年には、その条件を緩和する法改正が行われましたが、依然、未成年の子がいないこと、生殖機能の放棄や身体的性別の変更などが定められており、望む性への変更が困難な状況に、さらなる緩和を求める意見もあります。

世界では多くの国で同性婚が認められるようになり、日本においても性的マイノリティであるカップルの、その関係を公的に証明する「パートナーシップ制度」を導入する自治体が増え、性的マイノリティへの支援に広がりを見せています。

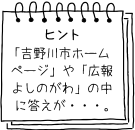
本市においても、2021（令3）年1月1日に「吉野川市パートナーシップ宣誓制度」を制定し、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが個人として尊重される社会の実現を目指しています。

今後も、性的マイノリティが直面する課題を認識し、市民一人ひとりの多様性への理解を深める啓発を行うとともに、誰もが自分らしく生きることができる社会に向けて、偏見や差別をなくす一層の取り組みが必要です。

第10回 人権の花咲くまちクイズ

問題

本市では、性的マイノリティの当事者や家族・パートナー・友人などが、学校や職場、周囲へのカミングアウトなど、日常生活で困っていることや悩みなどに対し、毎月1回「吉野川市LGBTQ電話相談（相談ダイヤル080-3164-2230）」を開設して、それぞれが抱える悩みや不安などの解消に向け取り組んでいます。電話相談は何曜日を実施しているかお答えください。



●正解者の中から抽選で5名の方に、記念品を進呈します。

- ・応募方法：はがき、メール、ファックスのいずれかに、郵便番号、住所、氏名、電話番号とクイズの答えを記入の上、人権課まで送付してください。
- ・応募先：〒776-8611 吉野川市人権課まで
- ・締切日：3月7日（火）（消印有効） E-mail：jinken@yoshinogawa.tokushima.jp

●問い合わせ 人権課 ☎22-2229 FAX22-2260

令和4年11月26、27日に、人数制限をした上で、3年ぶりに対面開催されました。また、昨年は「水平社」（被差別部落の人々が自らに誇りをもち、差別解消を目指した全国組織）創立から100年という節目の年でした。この水平社の創立に、奈良県柏原に住んでいた西光万吉ら3青年が結成の中心となったことあって、奈良県での開催となりました。

「社会教育部会」では全部で20本の報告があり、参加した分教会では次の4本の報告がありました。

①「公私共同でつくる虐待ゼロのまちづくり」（大阪市わが町にしたり子育てネット）本ネットワークは2000年に結成し、福祉や教育の施設・団体や行政の70団体で組織され、地域の子育て・子育て支援による虐待防止や予防に向けた活動により、子どもへの権利を守っている。

②「人権啓発活動の取り組み」（尼崎市立武庫東小学校教育委員会）人権教育委員会

42年前から保護者主体の人権学習を年7回実施。人権課題について学ぶとともに、保護者同士の励ましあう場にもなっている。

③「子どもの居場所づくりを子ども食堂」家庭を支援し、地域に子どもの居場所をつくるために、支部女性会、民生児童委員、ボランティアによって月1回開催。毎回平均70名が参加。

④「みんななかま」てとてをつなごう！朝倉3町子ども会（高知市朝倉児童館）児童館が地域の児童生徒や卒業生の大切な居場所となっており。差別のないさっけない子どもへの育成に向け一人ひとりに寄り添う支援を行っている。いつでも「ただいま」と帰ってくるができる児童館を目指している。

これらの取り組みに学び、今後の参考とします。

「人権とぴよす」

第73回全国人権・同和教育研究大会が開催されました

問い合わせ ☎22-2229 FAX22-2260

マイナンバーカードの申請およびマイナポイントの申し込み窓口を休日に開設します

市役所本館1階マイナンバーカード申請サポート特設窓口にて、申請の受付をしています。
顔写真は無料撮影しています。



休日特設窓口

マイナンバーカードをまだ作っていない方は、ぜひこの機会に!!

【実施場所・実施日時】 吉野川市役所本館1階 ※入場は本館東側通用口から
2月12日（日）・3月12日（日）午前9時～正午

【マイナンバーカードの申請に必要なもの】 ※②③は、あれば持参してください。

- ①本人確認書類（必須）
1点で可：運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード（写真付き）など
2点必要：健康保険証・年金手帳・社員証・学生証・医療受給者証など
- ②通知カード
- ③申請用QRコード付き交付申請書



【マイナポイントの申し込みに必要なもの】

- ①マイナンバーカードおよび暗証番号
※電子証明書の有効期限切れの場合や、数字4桁の暗証番号を3回連続して間違えた場合は、日曜日にはポイントの申し込みができません。必ず事前に確認をお願いします。
- ②マイナポイントを申し込むキャッシュレス決済サービス（QRコード決済・クレジットカードなど）
- ③<口座登録をする場合>登録する口座情報がわかるもの（本人名義の通帳など）
注意：キャッシュレス決済サービスによっては、別にサービスIDやパスワードの設定が必要となる場合がありますので、事前に確認をお願いします。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

●問い合わせ 『マイナンバーカード』 市民課 ☎22-2210 FAX22-2245
『マイナポイント』 商工観光課 ☎22-2226 FAX22-2237

「心当たりのない請求！
フィッシング詐欺かも」
消費者ひろば

フィッシング詐欺とは、クレジットカード会社など実在する組織をかたって電子メールを送り、偽物のウェブサイトに誘い込むなどして、パスワード、アカウントID、クレジットカード番号などの個人情報を入力させて窃取し、その情報を不正利用するものです。

フィッシング詐欺による不正な請求が多数発生していますが、偽物のウェブサイトに本物そっくり作られており、個人情報が入力される原因で不正な請求が発生していることに気が付かない場合もあります。

このようなフィッシング詐欺の実態を理解し、被害を防ぐために、電子メールに記載されたURLから安易にウェブサイトにアクセスせず、日頃から公式アプリやブックマークからアクセスすることを習慣にしましょう。

問い合わせ
市消費生活センター（吉あんし課）
消費者ホットライン ☎36-11840
FAX22-22445
☎188

「消費者ひろば」は、徳島県金融広報委員会の助成金を利用して作成しています。

【第10回クイズの解答】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
【第6回クイズの解答】 吉野川市高齢者等外出支援タクシー料金助成事業
【第9回クイズの解答】 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトレ）「子解消法」